

○国家公安委員会規則第八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百八条の三十二の二第一項並びに同条第二項において準用する同法第百八条の三十二の二第二項及び第六項並びに道路交通法施行規則（昭和三十五年總理府令第六十号）第二十六条の六第二号及び第二十九条の三第一項第二号並びに同令第三十八条の四の七において準用する同令第三十八条の四の六第一項第二号の規定に基づき、運転免許取得者等検査の認定に関する規則を次のように定める。

令和四年二月十日

国家公安委員会委員長 一之湯 智

運転免許取得者等検査の認定に関する規則

（方法の区分）

第一条 道路交通法（以下「法」という。）第一百八条の三十二の三第一項の国家公安委員会規則で定める運

転免許取得者等検査の方法の区分は、次に掲げるとおりとする。

一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知機能に関する検査を行う

## 方法

二　大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法

### (運転免許取得者等検査員)

第二条　法第百八条の三十二の三第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者等検査を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であつて、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定めるもの（以下「運転免許取得者等検査員」という。）とする。

一　前条第一号に掲げる方法　運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下「講習規則」という。）第四条第二項第一号に定める者

二　前条第一号に掲げる方法　次のいずれにも該当する者

#### イ　講習規則第四条第二項第二号に定める者

ロ　次のいずれにも該当しない者

(1)　法第百十七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執

行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

(2) 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十  
五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の一の二第十  
二号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが  
なくなつた日から起算して三年を経過していない者

#### （設備）

第三条 法第百八条の三十二の三第一項第二号の国家公安委員会規則で定める設備は、次に掲げるとおりと  
する。

一 第一条第二号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査にあつては、おおむね長円形で、六十  
メートル以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース及びおおむね直線で、周回  
コースと連絡する幹線コース

二 前号に掲げるもののほか、当該認定に係る運転免許取得者等検査を行うために必要な建物その他の設

（方法の基準）

第四条 第一条第一号に掲げる方法に係る法第百八条の三十一の三第一項第三号イの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出する日又は法第一百一条の三第一項に規定する更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者に対して行われるものであること。

二 道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第二十六条の三第一項に規定する方法により行われるものであり、かつ、府令第二十九条の三第一項第一号の式により数値を算出することにより採点が行われるものであること。

三 あらかじめ検査計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。

四 この規則の規定を遵守し、その他第一条第一号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定する者の運営の下に、行われるものであること。

2 第一条第二号に掲げる方法に係る法第百八条の三十二の三第一項第三号ロの国家公安委員会規則で定め

る基準は、次に掲げるとおりとする。

一 前項第一号に規定する者（法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許を受けようとし、又は現に受けている者であつて、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当するものに限る。）に対して行われるものであること。

二 府令第二十六条の五第一項各号に掲げる項目を含む項目について、同条第二項及び第五項に規定する方法により、普通自動車を使用して行われるものであり、かつ、同条第三項に規定する方法により採点が行われるものであること。

三 あらかじめ検査計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。

四 この規則の規定を遵守し、その他第一条第二号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行なうことができる者として公安委員会が指定する者の運営の下に、行われるものであること。

#### （運転免許取得者等検査の基準）

第五条 府令第二十六条の六第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応

じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第一種免許を受けようとし、又は現に受けている者 八十  
パーセント未満の成績であること。

二 前号に掲げる者以外の者 七十。パーセント未満の成績であること。

- 2 府令第二十九条の三第一項第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、同項第一号の式により算出した数値が三十六未満であることとする。

(認定の申請)

第六条 法第一百八条の三十二の三第一項の認定を受けようとする者は、公安委員会に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称
- 三 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地
- 四 運転免許取得者等検査の方法の区分

## 五 運転免許取得者等検査の方法の名称

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が個人である場合はその住民票の写し、法人である場合はその定款及び登記事項証明書

二 運転免許取得者等検査員の名簿

三 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面

イ 第二条第一号に定める運転免許取得者等検査員 同号に定める者であることを証する書面

ロ 第二条第二号に定める運転免許取得者等検査員 同号イに該当する者であることを証する書面及び

同号ロに該当する者であることを誓約する書面

四 第一条第二号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査にあつては、当該運転免許取得者等検査

に用いるコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面

五 運転免許取得者等検査に用いる建物その他の設備の状況を明らかにした図面

六 運転免許取得者等検査に用いる普通自動車その他の器材の一覧表

七 運転免許取得者等検査に係る検査方法、年間の実施回数等を定めた検査計画書

3 法第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、若しくは管理する者又は法第一百八条の三十二の二第一項若しくは第一百八条の三十二の三第一項の認定を現に受けている者が、当該届出をし、又は当該認定を受けた公安委員会から同項の認定を受けようとする場合の申請書には、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

(認定の公示)

第七条 法第一百八条の三十二の三第二項において読み替えて準用する法第一百八条の三十二の二第二項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 認定をした旨
- 二 前条第一項各号に掲げる事項
- 三 認定をした年月日

(変更の届出等)

第八条 法第一百八条の三十二の三第一項の認定を受けて運転免許取得者等検査を行う者（第三項において「認定検査実施者」という。）は、第六条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる事項を変更しようと

するときは、あらかじめその旨を公安委員会に届け出なければならない。

- 2 公安委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該変更に係る事項を公示しなければならない。
- 3 認定検査実施者は、第六条第二項各号に掲げる書類の内容に変更があつたときは、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

#### （書類の交付）

第九条 第一条第一号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査で法第百八条の三十二の三第一項の認定を受けたもの（以下この条において「認定認知機能検査」という。）又は第一条第一号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査で同項の認定を受けたもの（以下この条において「認定運転技能検査」という。）（以下この条及び次条において「特定検査」という。）を行う者は、特定検査を受けた者からの申出により、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を交付するものとする。

- 一 認定認知機能検査を受けた者 次に掲げる事項を記載した書類
  - イ 認定認知機能検査を受けた者の住所、氏名及び生年月日

口 認定認知機能検査を受けた年月日

ハ 認定認知機能検査を受けた場所

二 認定認知機能検査の結果

二 認定運転技能検査を受けた者 次に掲げる事項を記載した書類

イ 認定運転技能検査を受けた者の住所、氏名及び生年月日

ロ 認定運転技能検査を受けた年月日

ハ 認定運転技能検査を受けた場所

二 認定運転技能検査の結果

(帳簿)

第十条 特定検査を行う者は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定検査を受けた者の住所、氏名、生年月日及び性別並びに当該特定検査の種別

二 特定検査の結果及び当該特定検査を行った年月日

三 特定検査に従事した運転免許取得者等検査員の氏名

2 特定検査を行う者は、前項の帳簿を当該特定検査を行つた日から一年間保存しなければならない。

(電磁的方法による記録)

第十一条 前条第一項各号に掲げる事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第十四条において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるとときは、当該記録の保存をもつて前条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(報告事項)

第十二条 府令第三十八条の四の七において読み替えて準用する同令第三十八条の四の六第一項第二号の國家公安委員会規則で定める事項は、運転免許取得者等検査に係る検査方法、検査結果及び年間の実施回数に関するものとする。

(認定の取消しの公示)

第十三条 公安委員会は、法第百八条の三十二の三第二項において読み替えて準用する法第百八条の三十二の一第五項の規定による認定の取消しを行つたときは、その旨を公示しなければならない。

(電磁的記録媒体による手続)

第十四条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、公安委員会が定めるところにより、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 申請書 第六条第一項
- 二 定款 第六条第二項
- 三 名簿 第六条第二項
- 四 器材の一覧表 第六条第二項
- 五 検査計画書 第六条第二項

## 附 則

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十一号）の施行の日（令和四年五月三十日）から施行する。

別記様式（第14条関係）

電磁的記録媒体提出票
公安委員会 殿
年　月　日
提出者の名称
住　　所
<p>運転免許取得者等検査の認定に関する規則 第6条第1項 の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。</p> <p>本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。</p> <p>1 電磁的記録媒体に記録された事項</p> <p>2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類</p>

- 備考
- 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
  - 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
  - 3 不要の文字は、横線で消すこと。
  - 4 該当事項がない欄は、省略すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。